

令和 6 年介護報酬改定に係る事項について
(介護保険施設及び居住系サービス)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
令和 7 年 3 月

協力医療機関に関する届出

年1回の届出が、引続き必要です

今年度、提出いただいた協力医療機関に関する届出書について、**年1回**以上の届出が義務付けられています。

協力医療機関との間で、急変時等の対応を確認の上、所定の様式により提出してください。

電子申請システムによる報告も可能です。

(URL) https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6347

なお、各要件を満たす協力医療機関を定めていない事業所においては、可能な限り速やかに、連携体制の構築をお願いします。

(対象施設)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム

重要事項説明書のウェブサイト掲載

令和7年4月1日から**義務化**です

令和6年度介護報酬改定により、全サービスに重要事項のウェブサイトへの掲載が義務付けられました。

公表方法は次の2通りです。

- 法人のホームページに掲載
- 介護サービス公表システムに掲載

▶インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、新たに設けられた規定です。**確実に対応をお願いします。**